

釧路市役所本庁舎 1 階中央部柱側面廣告における
廣告事業募集要項

釧路市

総務部総務課

1 事業名

釧路市役所本庁舎 1 階中央部柱側面広告における広告事業

2 事業の内容等

(1) 事業の目的及び概要

- ア 市の自主財源の確保及び市民サービスの向上を目的として、釧路市役所本庁舎 1 階の市が指定した場所に広告物を掲出する事業者を募集する。
- イ 応募のあった事業者の中から、本事業を実施する事業者を市が選定し、契約を締結する。
- ウ 本事業を実施する事業者は、広告料等を市に支払い、市は、広告料等を庁舎管理等に役立てることとする。

(2) 募集する事業の内容

- ア 釧路市役所本庁舎 1 階の市が指定した場所における広告物の掲出
 - イ 広告料等の市への支払
- ※ 詳細は、別紙「釧路市役所本庁舎 1 階中央部側面広告における広告事業仕様書」のとおり。

3 釧路市役所本庁舎の概要

(1) 住所 釧路市黒金町 7 丁目 5 番地

(2) 開庁日及び開庁時間

- ア 月曜日～金曜日 午前 8 時 50 分～午後 5 時 20 分
- イ 休日は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

(3) 構造 鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地上 5 階、搭屋 2 階

(4) 延床面積 14,169.027 m²

4 契約条件等

(1) 広告料等

事業者は、広告掲出場所ごとの最低掲出料に、消費税及び地方消費税を含む税込提案額を合算した広告掲出料を市に支払うこと。なお、最低掲出料は次のとおりとし、最低掲出料には、行政財産の目的外使用に係る使用料並びに消費税及び地方消費税を含むものとする。

＜最低掲出料＞

広告掲出場所	最低掲出料（年額）
(1) 中央部北側柱西面	85,200 円
(2) 中央部南側柱西面	85,200 円

※ 行政財産の目的外使用に係る使用料について

釧路市公有財産規則（平成17年釧路市規則第84号）に基づき、行政財産の目的外使用に係る使用料（広告事業の用に供するための使用面積（柱類、壁面等を使用する場合は、当該広告の表示面積）の合計（1平方メートル未満の端数は切り上げ）に1平方メートル当たり月額1,570円を乗じて得た金額とする。

(2) 広告掲出に係る費用

広告の掲出、維持管理及び原状回復に係る費用は、本事業を実施する事業者の負担とする。

(3) 契約期間

契約期間は、2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日までの1年間とする。ただし、契約期間満了日の3か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、契約は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。この場合において、自動更新による契約期間の延長は、4年間を限度とする。

(4) 契約方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とする。

5 広告の取扱基準等

本事業に係る広告の取扱いについては、この募集要項に定めるもののほか、下記の基準等の定めるところによる。

- (1) 釧路市広告事業実施要綱
- (2) 釧路市市有施設広告事業取扱要領
- (3) 釧路市役所庁舎における広告事業広告掲載等基準
- (4) 広告掲載等基準

6 応募資格

応募者は、次の要件のすべてを満たし、かつ、社会的信用を有する者でなければならぬ。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者又は制限されることとなる者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生計画認可又は民事再生法に基づく再生計画認可を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (3) 市町村税、法人税又は消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

- (4) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- (5) 本事業の実施において、本募集要項、釧路市広告事業実施要綱、釧路市市有施設広告事業取扱要領、釧路市役所庁舎における広告事業広告掲載等基準及び広告掲載等基準を遵守できる者であること。

7 応募方法及び応募書類等

(1) 応募方法

ア 募集期間 2025年（令和7年）12月25日（木）～2026年（令和8年）1月30日（金）

イ 応募書類の提出方法及び提出先

応募書類は、募集期間中（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）の午前9時から午後5時までに釧路市総務部総務課文書施設係へ直接持参するか、メールまたは郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により提出してください。

なお郵送の場合は、募集期間の最終日の午後5時までに必着とします。

※ 提出先の詳細は、「10 応募・問合せ先」をご覧ください。

(2) 応募書類

ア 釧路市役所本庁舎1階中央部柱側面広告における広告事業応募申込書（別紙様式1）※応募申込書について、会社・団体名、代表者名、住所、電話番号、業種、担当者連絡先と、①、②の広告掲出応募箇所のみ税込提案額及び広告掲出料を記載してください。

イ 掲出する広告案

ウ 広告物の寸法等を記載した図面

エ 広告物の維持管理・メンテナンス・緊急時対応（広告物の破損等）方法

※ イからエの書類は、任意様式とする。

オ 納税証明書（市町村税については市町村発行の「完納証明書」、その他は税務署発行の「納税証明書」）各1部（コピー可）

カ 消費税課税事業者等申出書（別紙様式2）

キ 暴力団排除に関する誓約書（別紙様式3）

※ カ及びキの書類は、令和7年度の入札参加資格の申請などで既に契約管理課に提出している場合、提出不要です。

(3) 注意事項

ア 応募書類提出後の問い合わせ、応募書類の追加・修正には応じません（軽微な修正は除く。）。

イ 提出された応募書類は返却しません。

ウ 応募に係る費用は、応募者の負担とします。

8 事業者の選定方法等

(1) 選定方法

ア 申込みの内容が前記5の広告の取扱基準等に適合するか否かを審査し、適合すると認めたもののうちから、提案のあった広告掲出料が最も高額である者を本事業の実施する事業者と決定する。

イ 前項の広告掲出料が同額の場合は同順位とみなし、下記の順序により選定する。

(ア) 釧路市内に事業所などを有する企業または同自営業の方

(イ) 釧路市が行う抽選

(2) 選定結果の通知

すべての応募者に選定結果を文書により通知する。

(3) 契約の締結

市は、本事業を実施する事業者として決定した者（以下「選定事業者」という。）と本事業の実施に必要な協議を速やかに行い、本事業の実施に関する契約を締結する。また、選定事業者は、契約に際し、本事業に係る行政財産の目的外使用の許可申請書を市長に提出し、その許可を受けることとする。

9 決定の取消し

選定事業者の決定後に、当該選定事業者が応募資格を欠くこととなったとき、応募書類に虚偽があることが判明したとき、又は応募に関する不正行為が発覚したときは、当該選定事業者の決定を取り消すものとする。

10 応募・問合せ先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市総務部総務課文書施設係

電話 0154-31-4507

E-mail so-bunsho@city.kushiro.lg.jp